

## 鳥取県告示第691号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年11月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
医療法人養和会	米子市上後藤三丁目 5-1	養和病院	米子市上後藤三丁目 5-1	平成18年9月1日
鳥取医療生活協 同組合	鳥取市末広温泉町 566	せいきょう訪問看護 ステーションすずら ん	鳥取市末広温泉町 203	平成21年10月17日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
医療法人養和会	米子市上後藤三丁目 5-1	養和病院	米子市上後藤三丁目 5-1	平成18年9月1日
鳥取医療生活協 同組合	鳥取市末広温泉町 566	せいきょう訪問看護 ステーションすずら ん	鳥取市末広温泉町 203	平成21年10月17日